

市の福祉医療制度

対象となる方は申請を

市では、市内に在住(外国人を含む)で医療保険に加入している方を対象に、医療費の自己負担額の一部または全部を助成する福祉医療制度を実施しています。

制度の適用を受けるには、あらかじめ申請が必要です。申請には、保険証と印鑑を

受給者証を更新します(乳幼児医療を除く)

現在、受給中の方については、前年の所得などをもちに8月からの受給資格を判定し

受給資格のある方には新しい受給者証を、ない方には却下通知を7月中に送付します。判定には、所得証明などの書類の提出が必要場合があります。対象の方は現況届の提出が必要で

老人保健受給対象者の方へ

老人保健受給対象者の方へ、病院などの窓口で支払う一部負担金の割合(1割または2割)は、当該年度年8月から新しくなります。負担割合が変わる方については、7月中に新しい老人保健法に基づいて受給者証を送付していただきます。受給者証が送付された後、引き続き8月中に改めて申請してください。

国保加入の前期高齢者の方へ

現在、京都市国民健康保険に加入されている前期高齢者の方(昭和7年10月1日から昭和10年7月1日までに出生した方)がお持ちの高齢受給者証は、7月31日有効期限が切れるため、8月1日より新しい高齢受給者証を郵送でお届けします。

新しい高齢受給者証が手元に届きましたら、古い高齢受給者証は、細かく刻んで処分されるか、保険年金課へ返還してください。

また、新しい高齢受給者証の記載内容に誤りがないかご確認ください。

一部負担割合が2割の方はお確かめください

老人保健受給対象者及び国保加入の前期高齢者の方の要件に該当する場合、一部負担割合が2割となります。

老人保健 本人及び世帯内の70歳以上の方の中に、市民税課税所得が145万円以上の方がいる場合
前期高齢者 前期高齢者及び世帯内の方の老人保健受給対象者の中に市民税課税所得が145万円以上の方がいる場合
ただし、次の要件を満たす場合、申請により1割負担となりますので、該当するときは申請してください。

老人保健 本人及び世帯内の70歳以上の方の年間の合計収入が62万円(世帯内に他受給者または70歳以上の方がいない場合は48万円)に満たない場合
前期高齢者 前期高齢者及び世帯内の老人保健受給対象者の合計収入額が62万円(半身世帯のときは48万円)に満たない場合

問合せ・申請先
老人保健 保険年金課老人保健担当(☎371・7254)
前期高齢者 保険年金課資格担当(☎371・7252)

狂犬病は!

生後91日以上
の飼犬は、狂犬病予防法により、年1回の狂犬病予防注射と生後1度の登録が義務付けられています。4月に行われた集合注射で接種を受けた犬には、お近くの動物病院で個別に注射を受けさせてください。

現在、不法に陸犬などによる狂犬病の日本への侵入が危惧されており、狂犬病予防注射の接種が重要な対策となっています。愛するペットを守るだけでなく、狂犬病発症を予防し国内の流行を防ぐためにも、愛犬には予防注射を受けさせましょう。

問合せ 衛生課食品衛生担当(☎371・7299)

制度名(問合せ・申請先)	対象となる方	支給内容	一部負担金
乳幼児医療(福祉介護課 ☎371・7216)	小学校就学前までの乳幼児(所得制限なし)	健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた金額	3歳未満(入院・通院)...1か月1医療機関につき200円 3歳以上(入院)...1か月1医療機関につき200円 3歳以上(通院)...1か月の自己負担額の合計が8,000円を超えた額を後から払い戻し
母子家庭等医療(福祉介護課 ☎371・7216)	次のいずれかに該当する方(所得制限あり) ① 生計を一にする父親のいない児童 ② ①の児童と生計を一にする母親 ③ 両親のいない児童と、その児童を扶養する20歳未満の方など	健康保険の自己負担額	なし
重度心身障害者医療(福祉介護課 ☎371・7216)	次のいずれかに該当する方(所得制限あり) ① 1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② 知能指数(IQ)が35以下である方 ③ 3級の身体障害者手帳を持ち、IQが50以下である方 ④ 3歳未満の方で障害の程度が①~③と同程度の方	健康保険の自己負担額	なし
重度障害老人健康管理費(保険年金課 ☎371・7254)	65歳以上70歳未満で、次のいずれかに該当する方(所得制限あり) ① 所得税非課税世帯に属する方 ② 寝たきりや一人暮らし、または老人世帯(親族のみで構成され、かつ全員が18歳未満が60歳以上、または一定の障害のある方の世帯)に属する方	老人保健医療の一部負担金相当額	なし
老人医療(福祉介護課 ☎371・7216)	65歳以上70歳未満で、次のいずれかに該当する方(所得制限あり) ① 所得税非課税世帯に属する方 ② 寝たきりや一人暮らし、または老人世帯(親族のみで構成され、かつ全員が18歳未満が60歳以上、または一定の障害のある方の世帯)に属する方	健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた額	老人保健医療の一部負担金相当額(1割または2割負担、ただし上限あり) 市民税非課税世帯の方は、一部負担金が更に減額される場合があります

わが町再発見 86

「源氏ゆかりの地」特集①

今回から4回に分けて区内の「源氏ゆかりの地」を紹介。第1回は牛若丸と弁慶の出会いにまつわる場所を取り上げます。

(松原通西洞院西入)

空海の開基と言われる古社、医業・厄除けの神として崇敬されてきた。義経一代記を書いた、義経には、義経と弁慶が出会う地と書かれている。当時、陰陽師の鬼・法眼が秘蔵する兵法書を、その娘を通して書き写した義経は、怒った法眼にこの地に誘い出されるが、天神に勝利を祈願し、法眼の相手を討ち取る。一方、弁慶は京の町で太刀千本取りを願って五條天神に詣り、その夜二人は出会い、

牛若丸と弁慶の像(五條大橋西詰)

各種スポーツ大会結果

下京区民運動会
総合優勝 安寧体育振興会
総合準優勝 徳徳体育振興会

第5回下京区民ソフトボール大会
優勝 光徳体育振興会
準優勝 七条第三体育振興会
三位 大内体育振興会
七条体育振興会

第3回下京区民ソフトボール大会
優勝 大内体育振興会
準優勝 七条第三体育振興会
三位 郁文体育振興会
七条体育振興会

市税の基礎知識 Q&A

市・府民税の納付回数の変更

下京太郎さんは、現在、市・府民税1年分を、A銀行B支店からの口座振替で、一括して納付していますが、納期ごとの納付に変更したいと考えています。どのような手続きをしたらよいのでしょうか。

下京太郎さんの平成17年度の末日(6月30日)に、A銀行B支店の口座から既に1年分が一括して引き落とされています。したがって、納期ごとの期別納付は平成18年度分からの取扱いになります。

手続きには、預金通帳や通帳届出印、納税通知書などの納税者コードがわかるとよいです。

各期ごとの納付から1年分の一括納付に変更する場合も、同様の手続きとなります。詳しくは、電話または窓口でお問い合わせください。

問合せ 市民税課口座振替担当 ☎371・7171

学校歴史博物館企画展「思い出の学校行事」

思い出に残る学校旅行や学芸会、運動会などの学校行事を写真や児童作品など、多彩な資料を展示します(体験コーナー有り)。

開催期間 7月23日(土)・10月8日(土)

水曜日は休館

午前9時~午後5時(入館は午後4時30分まで)

入館料 大人200円 子ども(小・中・高)100円
市内の小学生は、土日無料

問合せ 学校歴史博物館(御幸町通仏光寺下町 ☎341・1305)

8月1日は、固定資産税・都市計画税 第2期分の納期限です。

*納期限を過ぎますと、延滞金がかかりますので、ご注意ください。
*市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

問合せ 市民税課(☎371・7171)

地域福祉権利擁護事業

認知症の高齢者や知的障害、精神障害のある方の中には、ホームヘルプなどの福祉サービスを利用したいが、手続きが不安、お金の出入れや通帳・印鑑の管理が一人でできないなど、

「生活支援員を募集中」

事業の担い手である「生活支援員」を募集しています。生活支援員は、利用者や社会福祉協議会が話し合ってきた「支援計画」(どのようなお手伝いをどれくらいの頻度

けすぞう君の防災 Q&A たばこ火災と放火が増えています

こんにちは、けすぞう君です。今回は、区内の今年上半期(1~6月)の火災発生状況についてお話しします。

下京区内の火災発生状況

下京区内では、今年1月から6月までの間に、火災が11件発生しました。昨年の同じ時期の火災発生件数が5件でしたので、6件の増加となっています。また、火災原因は、11件のうち、たばこが5件、放火(疑いを含む)が4件、その他2件となっており、市内の火災原因と同様、たばこ放火が上位を占めています。

放火を防ぐには

放火火災を防止するため、日ごろから放火されにくい環境を保つことが大切です。火災をなくし、安心して暮らせるまちづくりをめざすためにも、次の「放火防止五カ条」を実践しましょう。

▶放火防止五カ条

- ①家の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ②夜間、建物の周囲や駐車場は、照明を点灯して明るくしましょう。
- ③空き家や物置にはカギをかけましょう。
- ④車やバイクなどのボディカバーは、燃えにくいものを使いましょう。
- ⑤地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

消防団員募集中

皆さんも消防団に入団しませんか。入団方法など詳しくは、お近くの消防団員または下京消防署庶務係(☎361・4411)までお問い合わせください。

たばこ火災を防ぐには

たばこ火災の原因に、寝たばこやたばこの火の消し忘れなどがあります。「つい、うっかり」ということがないように、日ごろから心がけるようにしましょう。

たばこ火災を防ぐためのポイントをご紹介します。

- ①寝たばこはやめましょう。
- ②吸殻は確実に消しましょう。
- ③灰皿は、ふちの広い、安定したものを使いましょう。
- ④灰皿には、水を入れましょう。

職員の民生児童委員やヘルパーなど、福祉サービス事業に従事している方は登録できません。

問合せ 下京区社会福祉協議会(☎361・1881)

